

川崎市立看護大学入学者選抜試験電子出願システム運營業務委託 契約書

川崎市（以下、「発注者」という。）と（以下、「受注者」という。）は、川崎市立看護大学入学者選抜試験への出願に係る手続き及び川崎市立看護大学入学選考料（以下、「入学選考料」という。）の決済に関し、発注者は、本契約の履行に限り、受注者を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に定める指定納付受託者に指定するものとし、受注者が提供する「（以下、「電子出願システム」という。）の利用を申し込み、受注者は、受注者が提供する電子出願システムを発注者が利用することを承認するものとし、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

- 第 1 条 発注者及び受注者は、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。
- 2 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 4 本契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
 - 5 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 6 本契約及び受注者の定める別の加盟店規約（以下、単に「規約」という）に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとする。
 - 7 本契約の定めと、規約の定めが競合する場合には、本契約の規定を優先して適用するものとする。

（目的及び事務の履行）

- 第 2 条 本契約は、受注者が提供する電子出願システムによって川崎市立看護大学入学者選抜試験の出願手続きを行うとともに、発注者が納入義務者に対し、入学選考料の決済の承認を行い、受注者が当該納入義務者からの委託を受けて入学選考料を納付することを目的とする。
- 2 受注者は、決済に関する発注者からの問い合わせ等に対し、契約期間中 1 日も欠かさずとなく常に対応できる体制を整えるものとする。
 - 3 発注者は、本契約に定めがない事項については第 23 条によるものを除き、規約の定めに従うものとする。
 - 4 受注者が規約を変更した時は、受注者は発注者に対し 10 日以内に変更した規約等を送付（変更した規約の WEB アドレスを明記した E-mail の送付を含む。）するものとし、変更の内容について疑義が生じた時は、第 22 条の定めにより協議するものとする。

5 受注者は、地方自治法第 231 条の 2 の 6 第 1 項に規定する「帳簿」を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載するとともに 5 年間保存することとする。

(契約期間)

第 3 条 本契約の期間は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

2 発注者又は受注者が 3 か月以上の予告期間をもって、書面で契約の解除を相手方に通告した時は、その期間の経過をもって本契約は終了するものとする。ただし、履行中の債権債務がある場合には、履行の終了をもって本契約は終了するものとする。

(電子出願システムの利用に係る委託料)

第 4 条 発注者は、本契約に基づき受注者が業務委託を履行した場合、受注者に対して、次の各号に掲げる費用を支払うものとする。

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 電子出願システム構築料 | 円 (税別) |
| (2) 電子出願システム利用料 | 円 (税別) |

(契約保証金)

第 5 条 契約保証金は免除するものとする。

(納付予定票の提出等)

第 6 条 受注者は、納付義務者から納付を委託された入学選考料を月の初日から末日までの間を 1 単位として取りまとめ、翌月の 10 営業日までに、次の事項が確認できる納付予定票を提出するものとする。ただし、受注者が発注者に提供する専用 WEB 等にて同様の情報が掲示される場合はこの限りでない。

- (1) 受注者に納付を委託した納付義務者の氏名、日時、納付額
- (2) 納付額の合計額 (以下、「収納金額」という。)

2 発注者は、専用 WEB 等に掲載された納付予定票を速やかに確認し、当該掲載内容に疑義がある場合は、発注者は受注者と協議を行うものとする。

(入学選考料の納付等)

第 7 条 受注者は、収納金額を提出又は掲示した当該月の翌月 10 日 (以下、「納付期日」という。) までに、発注者が指定する金融機関口座 (以下、「納付口座」という。) に、振込手数料負担のうえ、振り込まなければならない。ただし、2 月 1 日以降に納付の委託を受けたものは、3 月末日までに振り込まなければならない。なお、地方自治法第 231 条の 2 の 5 第 1 項に規定する「指定する日」は、本項に定める納付期日とする。

2 受注者は、前項に規定する納付期日が、銀行法 (昭和 56 年法律第 59 号) 第 15 条第 1 項に規定する休日 (以下「休日」という。) に当たるときは、その日後において、休日を

除き納付期日にもっとも近い日を納付期日として振り込まなければならない。

- 3 受注者は、正当な理由がなく前二項に規定する支払期日までに振り込まなかったときは、当該期日の翌日から振込みをした日までの日数に応じ、その延滞した金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率（以下、「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）を乗じた額を発注者に支払わなければならない。

（納付口座）

第 8 条 発注者は、納付口座について、以下の事項を順守するものとする。

- （1）受注者納付口座に納付金額を入金することをもって、受注者の納付金額の支払債務が消滅すること。
- （2）納付口座の名義人による受注者の入金に関する問い合わせ等により、納付口座に対する入金が適当でないと受注者が認めた場合には、受注者は納付金額の支払いを留保することができること。

（検査及び引渡し）

第 9 条 受注者は、業務を完了したときは、直ちに業務完了届を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了届を受理した日から 10 日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な補修をして発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前 2 項の規定を準用する。
- 4 受注者から発注者への業務完了に伴う引渡しは、検査に合格したときに完了するものとする。

（委託代金の支払）

第 10 条 発注者は、前条に規定する検査合格後において、受注者の適法な請求をうけた日から起算して 30 日以内に、委託代金を支払うものとする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第 11 条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に

関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率（以下、「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額とする。

- 3 損害金は、委託代金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、第 15 条の規定による委託代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（振込金額の納付に係る事故発生時の対応）

第 12 条 受注者の納付金額の納付後、受注者の責に帰すべき事由により納付金額に過不足等の事故が生じた時には、速やかに発注者へ報告をするとともに、協議の上、追加の払込み又は還付等を行うものとする。

（損害賠償責任）

第 13 条 発注者又は受注者は、本契約の履行に際し、相手方の契約違反により損害を受けた場合、通常かつ直接の損害でかつ現実に発生した損害に限り、当該損害の帰責事由を有する相手に対し、損害賠償を請求できるものとする。ただし、相手方の請求できる損害賠償の範囲は、天変地異、通信回線の不具合等の不可抗力により生じた損害、自己の帰すべきではない事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

（再委託の禁止等）

- 第 14 条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
- 2 受注者は、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。
 - 3 受注者は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 15 条 受注者は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

（暴力団等からの不当な要求の報告）

第 16 条 発注者又は受注者は、本契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力

団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。) から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、相手方への報告、若しくは警察本部又は警察署への通報(次項において「報告等」という。)をしなければならない。

(事業者調査への協力)

第 17 条 発注者が、本契約に係る発注者の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、発注者は受注者に対し、受注者が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し(発注者に関する部分に限る。)の提出やその必要な限度で受注者の事務所に立ち入り、帳簿書類等その他必要な物件の検査について、協力を要請することができる。

(秘密の保持)

第 18 条 発注者及び受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に利用してはならない。本契約の履行が完了、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 19 条 受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に規定する個人情報(以下この条において「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(契約の解除等)

第 20 条 本契約の当事者は、相手方当事者が、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により相手方に損害があっても、解除権を行使した当事者はその責めを負わないものとする。

- (1) 本契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 正当な理由なく本契約の規定に違反し、その旨を書面により通告されたとき。
- (3) 責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、受注者について、本契約に違反し業務の目的を達することができないと発注者が認め、その旨を書面により通告したとき。
- (5) 受注者が、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 157 条の 2 第 1 項各号の要件を欠いたとき。
- (6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約等に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該再委託契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除されたときは、受注者は、契約総額相当額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の請求に基づき発注者に支払わなければならない。ただし、当該解除の理由が受注者の責めに帰することができないものであると発注者が認めたときは、この限りでない。
- 3 前項の場合において、発注者に生じた損害の額が、当該違約金の額を超えるときは、受注者は、その超える額を発注者の請求に基づき速やかに発注者に支払わなければならない。
- 4 発注者は、第 1 項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、受注者と協議して契約を中途解約することができる。

（消費税に関する特約）

第 21 条 発注者は、本契約の支払いについては消費税法の規定により、委託料に対する支払期日時点の同法所定の税率による消費税相当額を付加して受注者に支払うものとする。また、その額に 1 円未満の端数があるときは、1 円未満を切捨てとする。

（本契約の変更等）

第 22 条 本契約の変更等については、本契約当事者双方協議の上、これを定める。

(定めのない事項)

第 23 条 本契約に定めのない事項に関し、疑義が生じたときは発注者及び受注者は誠意をもって協議し、解決にあたるものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を所持する。

令和 6 年 5 月 1 日

発注者 川崎市
川崎市長 福田 紀彦

受注者 住所
商号又は名称
代表者名